

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

局名	職業安定局
----	-------

I. 有料・無料及び特別の法人の行う無料職業紹介事業に関する手続、無料の委託募集の届出に関する手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 職業紹介事業開始時・更新時（許可・許可の有効期間の更新の申請）

① 手続の概要

有料・無料職業紹介事業を開始しようとするときは、所定の有料・無料職業紹介事業許可申請書及び添付書類（事業計画書、法人に関する書類、代表者・役員に関する書類等）を所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

許可有効期間満了後に引き続き事業を継続しようとするときは、所定の許可有効期間更新申請書及び添付書類を所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

特別の法人の行う無料職業紹介事業を開始しようとするときは、所定の特別の法人無料職業紹介事業届出書及び添付書類（事業計画書、法人に関する書類等）を所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

② 電子化の状況

e-govによる電子申請が可能。

(2) 有料職業紹介事業に係る手数料表の届出・変更の届出

① 手続の概要

有料職業紹介事業者は、届出制手数料に基づき手数料を徴収する場合は、あらかじめ、手数料表（手数料の種類、額その他手数料に関する事項を定めた表をいう。）を厚生労働大臣に届け出なければならない。また、届出制手数料表を変更する場合は、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

e-govによる電子申請が可能。

(3) 職業紹介事業報告の提出

① 手続の概要

有料・無料及び特別の法人の行う無料職業紹介事業者は、所定の様式により事業報告書を作成し、所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

② 電子化の状況

e-govによる電子申請が可能。

(4) 取扱職種の範囲等の届出・変更の届出

① 手続きの概要

有料・無料及び特別の法人の行う職業紹介事業者は、職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲（以下「取扱職種の範囲等」という。）を定めたとき又はこれを変更したときは、所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

e-govによる電子申請が可能。

(5) 有料・無料職業紹介事業開始後の変更届・許可証の書き換え

① 手続きの概要

有料・無料職業紹介事業者は、氏名等に変更があった場合には遅滞なく、その旨を所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に届け出るとともに、必要に応じ許可証の書き換えの申請を行わなければならない。

② 電子化の状況

e-govによる電子申請が可能。

(6) 職業紹介事業の廃止の届出

① 手続きの概要

有料・無料職業紹介事業者は有効期間内に事業の廃止をしたときは遅滞なく、その旨所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

e-govによる電子申請が可能。

(7) 無料の委託募集開始時

① 手続きの概要

委託募集を、募集主が募集受託者に報酬を与えることなく行う場合、所定の委託募集届出書及び添付書類（届出書の内容を証明するために必要となる帳簿、書類等）を所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

届出の有効期間は最長で1年とし、1年を超えて行う場合には、以後1年ごとに届け出なければならない。

② 電子化の状況

e-govによる電子申請が可能。

(8) 募集報告の提出

① 手続の概要

募集主または募集受託者は、所定の様式により労働者募集報告を作成し、所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

② 電子化の状況

e-govによる電子申請が可能。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1)～(4) トータルで行政手続コスト2割削減、(5)～(6) トータルで2割削減を実現する。

(1) 職業紹介事業開始時・更新時（許可・届出・許可の有効期間の更新の申請。手数料表・取扱職種
の範囲等の届出を含む。）4,687件

・『許可・更新等マニュアル』等の記載の見直し 作業時間20%削減（更新時10%）

現行のマニュアルでは整備すべき書類及び申請書の書き方について特に補足説明が必要であることから、事業所の不備や質問の多い事項について追記等行うことにより、相談及び説明、修正の手間の削減を図る。また、許可申請時に来局による移動は、相談時、申請時、修正時に発生すると想定されるが、そのうち修正時の再来局の手間（1往復分）を合わせて解消する。

許可更新時においても、労働局への相談事項として事業の概要に関するものがほとんど無いと考えられるが、その他は同様の考え方にに基づき、事業所の不備や質問の多い事項について追記等行うことにより、相談及び説明、修正の手間の削減を図る。

・許可更新のオンラインまたは郵送申請率を0%から20%へ向上 作業時間10%削減

労働局所在地以外に所在する遠隔地事業所（全体の4割程度。以下「遠隔地事業所」という。）に対し許可更新のオンライン等によるオンライン等申請を勧奨する。

・登記事項証明書の添付省略 許可時作業時間4%削減 更新時作業時間2%削減

※「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成28年10月C I O連絡会議決定）により、平成32年度実施に向けて各省庁で検討を進めているところであるため、当該項目の取組期間は5年となる。

(2) 職業紹介事業報告の提出

・オンラインまたは郵送申請率を0.07%から20%へ向上 作業時間20%削減

全体の4割を占める遠隔地事業所に対して、オンライン等による非来局型申請を勧奨する。

(3) 職業紹介事業開始後の変更届（手数料表、取扱職種の範囲等の変更含む）・許可証の書き換え

・『許可・更新等マニュアル』等の記載の見直し 作業時間10%削減

許可更新時と同じ考えに基づき、事業所の不備や質問の多い事項について追記等行うことにより、相談及び説明、修正の手間の削減を図る。

・オンラインまたは郵送申請率を0.001%から20%へ向上 作業時間10%削減

各種変更届について、遠隔地事業所のオンライン等による非来局型申請を勧奨する。

- ・登記事項証明書の添付省略 作業時間 2%削減

※「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成 28 年 10 月 C I O 連絡会議決定）により、平成 32 年度実施に向けて各省庁で検討を進めているところであるため、当該項目の取組期間は 5 年となる。

（4）職業紹介事業の廃止の届出

- ・オンラインまたは郵送申請率を 0%から 20%へ向上 作業時間 30%削減
遠隔地事業所に対して、オンライン等による非来局型申請を勧奨する。

（5）無料の委託募集開始時

- ・確認書類の見直し 作業時間 40%削減

届出の有効期間が満了し、改めて届出を行う際、求人や募集受託者等の内容が以前の届出と同じであれば、確認書類を不要とし、オンラインや郵送での届出を勧奨する。有効期間満了後、同内容で相談を要さず再届出する募集主等について移動の時間をゼロとすることで、作業時間を 40%削減する。

- ・現在、最長 1 年の届出の有効期間を見直すことにより、募集主または募集受託者の作業の頻度を軽減する。

（6）募集報告の提出

- ・オンラインまたは郵送申請率を 0%から 20%へ向上 作業時間 20%削減
遠隔地事業所に対して、オンライン等による非来局型申請を勧奨する。

3 コスト計測

1. 選定理由

（1）有料・無料職業紹介事業開始時・更新時（許可・許可の有効期間の更新の申請）

当該手続は、職業紹介事業を行う全ての事業者に必要な手続であり、また、相談や提出書類の整備等に最も時間を要する手続であると考えられることから、コスト削減の寄与度が大きいと見込まれるため。

（2）職業紹介事業報告の提出

当該手続は、現在オンライン申請ができるにも関わらず普及していないが、入力作業が多いこと、来局のための移動時間が、手続に要する時間の中で占める割合が高いことから、オンライン申請が可能となれば、一定程度のコスト削減が見込まれると考えるため。

（3）無料の委託募集開始時

当該手続は、無料の委託募集を行う全ての者に必要な手続であり、また、相談や提出書類の整備等に最も時間を要する手続であると考えられることから、コスト削減の寄与度が大きいと見込まれるため。

(4) 募集報告の提出

当該手続は、現在オンライン申請ができるにも関わらず普及していないが、入力作業が多いこと、来局のための移動時間が、手続に要する時間の中で占める割合が高いことから、オンライン申請が可能となれば、一定程度のコスト削減が見込まれると考えるため。

2. コスト計測の方法及び時期

(1) 事業開始時・更新時（許可・許可の有効期間の更新の申請）

都市部及び地方の労働局の選出の上、毎年5月にサンプル調査を行い、全国事務量時間を推計。

(2) 事業報告の提出

都市部及び地方の労働局の選出の上、毎年5月にサンプル調査を行い、全国事務量時間を推計。

（事業報告の提出期限が毎年4月30日であることから、期日翌月にサンプル調査を行い、6月末までに取りまとめる。）

(3) 無料の委託募集開始時

都市部及び地方の労働局の選出の上、毎年5月にサンプル調査を行い、全国事務量時間を推計。

(4) 募集報告の提出

都市部及び地方の労働局の選出の上、毎年5月にサンプル調査を行い、全国事務量時間を推計。

（事業報告の提出期限が毎年4月30日であることから、期日翌月にサンプル調査を行い、6月末までに取りまとめる。）

II. 労働者派遣事業に関する手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 事業開始時・更新時（許可・許可の有効期間の更新の申請）

① 手続の概要

労働者派遣事業を開始しようとするときは、所定の労働者派遣事業許可申請書及び添付書類（事業計画書、法人に関する書類、代表者・役員に関する書類等）を所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

許可有効期間満了後に引き続き事業を継続しようとするときは、所定の許可有効期間更新申請書及び添付書類を所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

② 電子化の状況

e-govによる電子申請が可能。

(2) 事業報告の提出

① 手続の概要

派遣元事業主は、所定の様式により事業報告書を作成し、所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

② 電子化の状況

e-govによる電子申請は不可。

(3) 収支決算書の提出

① 手続の概要

派遣元事業主は、所定の様式により収支決算書を作成し、所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

② 電子化の状況

e-govによる電子申請は不可。

(4) 関係派遣先への派遣割合の報告

① 手続の概要

派遣元事業主は、所定の様式により、関係派遣先への派遣割合について、所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に報告しなければならない。

② 電子化の状況

e-govによる電子申請は不可。

(5) 海外派遣の届出

① 手続の概要

派遣元事業主は、派遣労働者を海外に所在する事業所その他の施設において就業させるための労働者派遣をしようとするときは、その旨を所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

e-govによる電子申請が可能。

(6) 事業開始後の変更届・許可証の書き換え

① 手続の概要

派遣元事業主は、氏名等に変更があった場合には遅滞なく、その旨を所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に届け出るとともに、必要に応じ許可証の書き換えの申請を行わなければならない。

② 電子化の状況

e-govによる電子申請が可能。

(7) 事業の廃止の届出

① 手続きの概要

派遣元事業主は有効期間内に事業の廃止をしたときは遅滞なく、その旨所管の都道府県労働局を経て厚生労働大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

e-govによる電子申請が可能。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) ～ (7) トータルで行政手続コスト2割削減を実現する。

(1) 事業開始時・更新時（許可・許可の有効期間の更新の申請。）

- ・オンラインまたは郵送申請率を0%から20%へ向上（更新申請のみ） 作業時間10%削減
添付書類が比較的少なく、労働局との事前相談等が事業開始時に比べて少ないと思われる許可更新について、遠隔地事業所に対して、オンライン等による非来局型申請を勧奨する。
- ・登記事項証明書の添付省略 許可時作業時間4%削減 更新時作業時間1%削減
※「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成28年10月C I O連絡会議決定）により、平成32年度実施に向けて各省庁で検討を進めているところであるため、当該項目の取組期間は5年となる。

(2) 事業報告の提出

- ・オンラインまたは郵送申請率を0%から20%へ向上 作業時間20%削減
遠隔地事業所に対して、オンライン等による非来局型申請を勧奨する。

(3) 収支決算書の提出

- ・オンラインまたは郵送申請率を0%から20%へ向上 作業時間20%削減
遠隔地事業所に対して、オンライン等による非来局型申請を勧奨する。

(4) 関係派遣先への派遣割合の報告

- ・オンラインまたは郵送申請率を0%から20%へ向上 作業時間20%削減
遠隔地事業所に対して、オンライン等による非来局型申請を勧奨する。

(5) 海外派遣の届出

- ・オンラインまたは郵送申請率を0.001%から20%へ向上 作業時間30%削減
遠隔地事業所に対して、オンライン等による非来局型申請を勧奨する。

(6) 事業開始後の変更届・許可証の書き換え

- ・オンラインまたは郵送申請率を0.001%から20%へ向上 作業時間10%削減

遠隔地事業所に対して、オンライン等による非来局型申請を勧奨する。

- ・登記事項証明書の添付省略 作業時間 2%削減

※「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成 28 年 10 月 C I O 連絡会議決定）により、平成 32 年度実施に向けて各省庁で検討を進めているところであるため、当該項目の取組期間は 5 年となる。

(7) 事業の廃止の届出

- ・オンラインまたは郵送申請率を 0%から 20%へ向上 作業時間 30%削減
遠隔地事業所に対して、オンライン等による非来局型申請を勧奨する。

3 コスト計測

1. 選定理由

(1) 事業開始後の変更届・許可証の書き換え

当該手続は、事業内容に変更等があれば手続を行う必要があり、1 事業主において複数回手続を行わなければならない場合もあるため、オンライン化等により手続の効率化を図ることで一定程度のコストの削減が見込まれると考えるため。

(2) 事業報告の提出

当該手続は、現在オンライン申請ができない手続であるが、入力作業が多いこと、来局のための移動時間が手続に要する時間の中で占める割合が高いことから、オンライン申請が可能となれば、一定程度のコスト削減が見込まれると考えるため。

2. コスト計測の方法及び時期

(1) 事業開始後の変更届・許可証の書き換え

都市部及び地方の労働局の選出の上、毎年 5 月にサンプル調査を行い、全国事務量時間を推計。

(2) 事業報告の提出

都市部及び地方の労働局の選出の上、毎年 6 月にサンプル調査を行い、全国事務量時間を推計。

(事業報告の提出期限が毎年 6 月 30 日までとなっているため、期日翌月にサンプル調査を行い、8 月末までに取りまとめる。)

Ⅲ. 港湾労働法に係る届出等

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 港湾労働者の雇用の届出

① 手続の概要

事業主は、日々又は 2 月以内の期間雇用を除き、その雇用する労働者を港湾運送の業務に従事

させようとするときは、所定の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

本手続きは、電子申請を行うことができる。

(2) 公共職業安定所の紹介を受けない日雇労働者の雇用の届出

① 手続きの概要

事業主は、公共職業安定所の紹介を受けないで港湾運送業務に従事する日雇労働者を雇い入れようとするときは、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

本手続きは、電子申請を行うことができる。

(3) 港湾労働者の雇入れ状況等の報告

① 手続きの概要

事業主は、港湾労働者の雇入れの状況その他の厚生労働省令で定める事項を、公共職業安定所長に報告しなければならない。

② 電子化の状況

本手続きは、電子申請を行うことができる。

等

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

以下の取組によりトータルで行政手続コスト2割削減を実現する。

(1) 港湾労働者の雇用の届出

オンライン利用の促進、添付書類の省略、様式の見直し等により作業時間を削減

【作業時間 20%削減】

(2) 公共職業安定所の紹介を受けない日雇労働者の雇用の届出

様式の見直し等により作業時間を削減【作業時間 25%削減】

(3) 港湾労働者の雇入れ状況等の報告

オンライン利用の促進、報告頻度の見直し等により作業時間を削減【作業時間 37%削減】

3 コスト計測

1. 選定理由

以下3手続きが、港湾労働法に基づく手続きのほぼ100%を占めるため。

(1) 港湾労働者の雇用の届出（手続件数：年間3,000件程度）

(2) 公共職業安定所の紹介を受けない日雇労働者の雇用の届出（手続件数：年間45,000件程度）

(3) 港湾労働者の雇入れ状況等の報告（手続件数：年間10,000件程度）

2. コスト計測の方法及び時期

(1) 港湾労働者の雇用の届出

労働局を選出の上、実時間を計測する（原則、6月に計測を実施）

- (2) 公共職業安定所の紹介を受けない日雇労働者の雇用の届出
労働局を選出の上、実時間を計測する（原則、6月に計測を実施）
- (3) 港湾労働者の雇入れ状況等の報告
労働局を選出の上、実時間を計測する（原則、7月（報告頻度の見直し後の最初の報告時期となる予定）に計測を実施）